

議案第 20 号

三田市財政調整基金条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市財政調整基金条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市財政調整基金条例等の一部を改正する条例

(三田市財政調整基金条例の一部改正)

第1条 三田市財政調整基金条例(昭和39年三田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保管し、又は確実な償還方法、期間及び利率を定めて三田市土地開発公社に貸付けすることができる」を「保管することができる」に改める。

(三田市公共施設等整備基金条例の一部改正)

第2条 三田市公共施設等整備基金条例(平成元年三田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保管し、又は確実な償還方法、期間及び利率を定めて三田市土地開発公社に貸付けすることができる」を「保管することができる」に改める。

(三田市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、議会及び三田市土地開発公社」を「及び議会」に改める。

(三田市情報公開条例の一部改正)

第4条 三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、議会及び三田市土地開発公社」を「及び議会」に改める。

(三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部改正)

第5条 三田市の組織及びその事務管理に関する条例(平成16年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条総務部の項第5号中「土地の取得と」を削る。

(三田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正)

第6条 三田市議会議員の政治倫理に関する条例(平成20年三田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「次に掲げる法人」を「三田地域振興株式会社」に改め、同号ア及びイを削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。